

指定居宅介護支援介護給付費

居宅介護支援費

地域区分：7 級地（1 単位 10.21 円）

居宅介護支援費（1 月につき）	要介護 1・2	要介護 3・4・5
居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ）取扱い件数 45 件未満	1,086 単位	1,411 単位

【加算】

◆初回加算 1 月につき 300 単位を加算

新規にケアプランを策定した場合、および要介護状態区分の 2 段階以上の変更認定を受けた場合。

◆特定事業所加算（Ⅰ）1 月につき 519 単位を加算

（Ⅱ）1 月につき 421 単位を加算

（Ⅲ）1 月につき 323 単位を加算

（Ⅰ）常勤専従の主任介護支援専門員 2 名及び介護支援専門員 3 名の合計 5 名

（Ⅱ）常勤専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員 3 名の合計 4 名

（Ⅲ）常勤専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員 2 名の合計 3 名

① 居宅会議の定期的な開催

② 24 時間連絡体制の確保

③ 計画的研修を実施

④ 困難事例への対応

⑤ 事例検討会への参加

⑥ 減算適用を受けていない

⑦ 介護支援専門員 1 人当たりの利用者数が 45 名未満

⑧ 実習協力又は協力体制を確保

⑨ 共同事例検討会、研修会等を実施

⑩ 利用者総数のうち要介護 3～5 の割合が 40%以上（（Ⅰ）のみ）

⑪ 必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援サービスが包括的に提供されるようなケアプランを作成

◆入院時情報連携加算（Ⅰ）1 月につき 250 単位を加算

（Ⅱ）1 月につき 200 単位を加算

（Ⅰ）利用者が病院・診療所に入院した日のうちに、病院・診療所の職員に対し、利用者の必要な情報を提供。提供方法は問わない。

（Ⅱ）利用者が病院・診療所に入院した日の翌日または翌々日に、病院・診療所の職員

別紙④

に対し、利用者の必要な情報を提供。提供方法は問わない。

※利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度

- ◆退院・退所加算
- (Ⅰ) イ 450 単位を加算
 - (Ⅰ) ロ 600 単位を加算
 - (Ⅱ) イ 600 単位を加算
 - (Ⅱ) ロ 750 単位を加算
 - (Ⅲ) 900 単位を加算

病院・診療所の入院者または地域密着型介護福祉施設・介護保険施設の入所者が退院・退所し、居宅において居宅サービスまたは地域密着型サービスを利用する場合、当該病院・施設等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に算定。同一の利用者について、居宅サービスおよび地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。

- (Ⅰ) イ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設または介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受ける
- (Ⅰ) ロ イにおける情報提供をカンファレンスにより 1 回受ける
- (Ⅱ) イ (Ⅰ) イにおける情報提供を 2 回以上受ける
- (Ⅱ) ロ (Ⅱ) イにおける情報提供のうち 1 回以上はカンファレンスにより受ける
- (Ⅲ) (Ⅰ) イにおける情報提供を 3 回以上受け、うち 1 回以上はカンファレンスによる

※カンファレンスには、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じて、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加している

※入院・入所期間中 1 回を限度

◆通院時情報連携加算 1 月に 50 単位

利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師または歯科医師等に対して利用者の心身状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

※利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度

◆緊急時等居宅カンファレンス加算 1 回につき 200 単位を加算 (1 月 2 回を限度)

利用者の状態の急変等に伴い、利用者に対する訪問診療実施の保険医療機関・利用者の在宅療養を担う医療機関の保険医の求めにより、利用者宅でのカンファレンスに参加し、必要に応じて居宅サービス・地域密着型サービスの調整を行った場合

◆ターミナルケアマネジメント加算 1 月につき 400 単位を加算

①在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する利用者またはその家族の意向を把握した上で、死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者またはその家族の同意を得て、居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医および居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

別紙④

- ②ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24 時間連絡できる体制を確保、かつ必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備

◆中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5%を加算

【減算】

◆運営基準減算 所定単位数の 50%で算定

2 月以上継続している場合 所定単位数は算定しない

ケアマネジメントに係るサービス担当者会議やモニタリングの実施などの基本的業務を適切に実施していない場合、また利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることを、利用者や家族に対して説明を行わなかった場合

◆特定事業所集中減算 1 月につき 200 単位を減算

前 6 月間に作成した居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合が 80%を超える場合

◆高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算

虐待の発生またはその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること
- ・虐待の防止のための指針を整備すること
- ・従事者に対し、虐待の防止のための研修を年 1 回以上実施すること
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

◆業務継続計画未策定減算 所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算

指定居宅介護支援等基準第 19 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで